

埼玉県任期付職員（農業職）募集案内

埼玉県では、農業や農村のより一層の発展を図るため、農業の6次産業化（※1）の推進を図っています。農業経営や農産物のマーケティング等のスペシャリストを、普及指導員（※2）として次のとおり募集します。

※1 農業の6次産業化

農業者が農産物の生産（1次産業）に加え、加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）にも主体的に関わり、農業経営に新たな付加価値を取り込むことです。

（参考）農業の6次産業化について（埼玉県ホームページ）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0902/shigoto/nogyo/sesaku/6jisangyo/index.html>

※2 普及指導員

農業者に直接接して農業技術の指導を行ったり経営相談に応じたり、農業に関する情報を提供し、農業者の農業技術や経営を向上するための支援を専門とする都道府県の職員です。

1 募集職種・採用形態等

職 種	農業職
採 用 形 態	任期付常勤職員
採用予定者数	1人
職 位	主幹又は主査級（年齢及び経験による）

2 受験資格

- ・日本国籍を有する人
- ・中小企業診断士の資格を有し、中小企業診断士として企業の経営指導等の実務経験がある人

※ ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

（1）地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人（以下はその内容です。）

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（2）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（ただし、心神耗弱を原因とする場合を除く。）

（3）現に埼玉県の一般職の職員である人

3 業務内容

農業改良助長法に基づく普及指導員として、農林振興センターの普及指導員とともに県内農業の6次産業化を推進します。具体的な業務内容は次のとおりです。

- （1）農業経営改善のための現状分析や経営診断業務
- （2）経営発展のための事業提案等指導助言業務
- （3）会社設立、資金調達等の経営支援業務

- (4) その他上記(1)～(3)に関連する業務

4 当該職員に求められる資質・能力

- (1) 農業の6次産業化に必要な知識・経験・ネットワーク等を有すること

農業の6次産業化支援事業は、埼玉県農業の更なる発展を目的として、既成概念にとらわれない新たな農業経営を創出し、地域全体の収益力の向上を目指すものであり、農業の現場におけるこれらの課題を解決するための優れた能力を求めます。

- (2) 埼玉県の農業経営の改善に意欲的であること

本県の支援対象農業者等の様々な課題に対し、献身的に対処する高い熱意を有している人物を求めます。

- (3) 協調性があり、外向的で渉外力があること

他の普及指導員等とともに協調して業務を遂行し、農家と良好なコミュニケーションを図ることができ、地域のコーディネーター役として各種団体との折衝等を円滑に実施できる人物を求めます。

- (4) 県の方針を十分理解して活動できること

県の施策を十分理解し、3に掲げる業務のみならず、他施策においても積極的に協力する人物を求めます。

5 勤務条件

任期が定められているほか、給与、勤務時間、服務等については地方公務員法等の規定が適用されます。

- (1) 任期

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(職務の進捗状況等に応じて、採用された日から5年間を限度に本人の同意を得て延長する場合があります。)

- (2) 勤務予定先

埼玉県庁農林部(さいたま市浦和区高砂3-15-1)

- (3) 給与

給与は、「職員の給与に関する条例」の規定に基づき、採用される人の民間企業等での職務経験の内容等を勘案して決定します。

その他、支給要件に該当する者には、通勤手当、期末手当、農林業普及指導手当(※)等が支給されます。

※ 農林業普及指導手当とは、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、支給されるものです。一月当たり勤務を要しない日及び休日を除いた日数のうち、普及指導手当対象業務に従事した日数が1/2以上を超えた場合に支給されるものです。

- (4) 勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までです(月～金曜日)。

イ 休暇は、年間20日(4月1日採用の場合は15日)の年次休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇及び結婚・忌引等の場合に与えられる特別休暇があります。

- (5) 営利企業従事等(副業)について

地方公務員法により、営利企業への従事等は制限されています。許可の基準を満たし、事前に任命権者(知事)の許可を受けた場合に限り、営利企業への従事等が可能となります。

ただし、県の出資法人以外の営利企業の役員に就任する場合など、営利企業従事等の許可を受けることができないケースがあります（現に県の出資法人以外の営利企業等の役員となっている方が採用となる場合には、役員を退職していただく必要があります）。

6 応募書類等

（１）応募書類

ア 履歴書（様式１）

イ 学歴・職歴等の詳細（様式２）

ウ 応募理由書（様式３）

エ 免許資格証明書の写し

※ 応募書類はこの選考のみに利用し、返却はいたしません。

ア～ウ（様式１～３）は、以下のページからダウンロードできます。

農業の６次産業化について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0902/shigoto/nogyo/sesaku/6jisangyo/>

（２）申込方法

必要書類を、埼玉県農林部農業ビジネス支援課 総務・企画担当（県庁本庁舎５階南側）まで直接持参するか、簡易書留など確実な方法で郵送してください。（郵送の場合は、封筒の表に「任期付職員採用選考申込書」と朱書してください。）

なお、普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いません。

（３）申込受付期間 令和８年１０月１日（木）～令和８年１２月１５日（火）

* 郵送の場合 受付期間内必着（令和８年１２月１５日（火）必着）

* 直接持参の場合 受付時間：午前９時～午後５時

（必ず事前に来所される日時の連絡をお願いします。）

土曜日・日曜日は受付を行いません。）

7 選考日程等

（１）日程

		日 程	会 場	合 否 結 果 発 表
第１次 選 考	書類 選考			令和８年１２月下旬（予定） （第１次選考応募者全員に郵送で可否を通知）
第２次 選 考	面接 選考	令和９年１月上旬～ １月中旬（予定） （第１次選考合格者に 通知でお知らせします）	埼玉県庁 （さいたま市浦和区 高砂３－１５－１）	令和９年１月下旬（予定） （第２次選考受験者全員に郵送で可否を通知）

（２）選考基準

農業の６次産業化に活用できる能力・知識・経験等の有無、業務に対する意欲など

8 その他

- ・受験資格の有無、提出書類記載事項等について虚偽があると、採用される資格を失う場合があります。
- ・採用までに、採用に際し必要な書類を提出していただきます。
- ・選考の結果、募集する職に適任の方がいない場合などにより、採用がないこともあります。

9 書類提出先・お問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（埼玉県庁本庁舎5階南側）

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 総務・企画担当（早川）

電話 048-830-4105

FAX 048-830-4830

メール a4105@pref.saitama.lg.jp